

告 示

埼玉県東松山県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年二月二十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県東松山県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年二月二十六日

埼玉県東松山県土整備事務所長 大 高 智 之

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 熊谷小川秩父線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別
<p>秩父郡東秩父村大字御堂 字槻川東一二九番二地先 から同郡同村大字奥沢字 半場二番五地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一〇・四九〽三二・六三</p>	<p>八・九〇〽一八・七七</p>	<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一四七・八〇</p>		<p>延長 (メートル)</p>
<p>災害防除事業による。</p>		<p>備考</p>